

議案第 16 号

橋本市社会教育委員の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市社会教育委員の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 26 年 2 月 10 日 提出

橋本市長 木下 善之

## 橋本市社会教育委員の設置等に関する条例の一部を改正する条例

橋本市社会教育委員の設置等に関する条例(平成18年橋本市条例第111号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| (趣旨)<br>第1条 この条例は、社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第15条及び第18条の規定に基づき、橋本市社会教育委員の設置、委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に關し必要な事項を定めるものとする。<br>(委嘱の基準及び定数)<br>第3条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から橋本市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。<br>2 委員の定数は、18人以内とする。 | (趣旨)<br>第1条 この条例は、社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第15条及び第18条の規定に基づき、橋本市社会教育委員の設置、定数、任期その他必要な事項に關し定めるものとする。<br>(定数)<br>第3条 委員の定数は、18人以内とし、橋本市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。 |
| 附 則<br>この条例は、平成26年4月1日から施行する。  |   |